

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示 目 次

- ◇ 告 示 目 次
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医の登録
 - 飼料の試験の結果の概要
 - 土地改良区の役員の就退任(二件)
 - 土地改良区の役員の退任
 - 保安林の指定予定
 - 保安林の指定の解除予定(二件)
 - 海岸保全区域の指定の一部改正
 - 港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 - ◇ 公安規則
 - 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 - クリーニング師試験の実施
 - ◇ 公 告
 - 保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	昭和六十年九月六日
松木歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江六九二	昭和六十年九月十五日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五	昭和六十年九月十六日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	"
つくし薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	"
森下薬局	境港市幸神町三五七	"

永見齒科クリニ ック	境港市誠道町五六―二	昭和六十年九月二日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一―三	〃

鳥取県告示第九百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基つき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告
示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
青山 泰之	鳥医第三、三〇九号	昭和六十年八月二十九日

鳥取県告示第九百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第
三十五号）第二十一条第五項の規定に基つき、昭和六十年八月に収去した
飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

神戸市 日本配合飼料株 式会社関西工場	三井田産乳期子豚育成 用配合飼料 コロヤンク	60.7	18.6	5.1	2.4	4.7	0.80	0.73						
---------------------------	------------------------------	------	------	-----	-----	-----	------	------	--	--	--	--	--	--

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第九百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	久本温彦	八頭郡智頭町大字西字塚四五
"	谷口泰一	大字真鹿野六七
"	小林義教	大字埴師三五七一
"	矢部政信	大字大屋一五三
"	長石治郎	大字早瀬八五一
"	柴田富美夫	大字奥本五四二
"	久本一臣	大字大背一二一六
"	柏原嗣雄	大字東字塚二四二
"	藤木優	大字山根三六七
"	林田俊	大字穂見二三八
"	宮内傳市	大字埴師一五五

就任した役員の氏名及び住所

"	稲塚儀一	大字三吉六〇二一
"	佐々木正昭	大字木原一一四
監事	栗田隆弘	大字野原二一一
"	小川明	大字河津原一四五
"	今倉務次	大字横田一二二

昭和六十年七月二十七日退任

理事 久本温彦 八頭郡智頭町大字西字塚四五

"	林田俊	大字穂見二三八
"	矢部政信	大字大屋一五三
"	長石治郎	大字早瀬八五一
"	谷口堯男	大字真鹿野一〇二
"	柴田富美夫	大字奥本五四二
"	久本一臣	大字大背一二一六
"	柏原嗣雄	大字東字塚二四二
"	藤木優	大字山根三六七
"	佐々木正昭	大字木原一一四
"	和田一郎	大字埴師一九三
"	平尾功	大字横田七三

" 稲塚 儀一 大字三吉六〇二一
 監事 小川 明 大字河津原一四五
 " 栗田 隆弘 大字野原二一一
 " 大呂 辰夫 大字慶所一九三一二
 昭和六十年七月二十八日就任 任期三年

鳥取県告示第九百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 水野 忠治 岩美郡福部村大字湯山六八六
 " 森本 久男 八一六
 " 皆川 浩輝 三
 " 橋本 俊明 一一六
 " 岸本 幸一 大字海士五四六
 " 猪上 直美 一五九
 " 山根 尚義 大字細川二七九一一
 " 中村 幸治 三三七

" 若山 洋 大字若戸七六
 " 河内 徳春 二三九
 監事 橋本 敦郎 大字湯山七三
 " 宮本 定男 大字若戸二九
 " 浜本 正美 大字海士五三三
 昭和六十年八月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 皆川 浩輝 岩美郡福部村大字湯山三
 " 岡部 昭夫 七六
 " 河口 国雄 七〇九
 " 谷口 佳雄 七二三
 " 山根 敏彦 大字海士六一二
 " 浜本 利広 五九三
 " 山根 尚義 大字細川二七九一一
 " 中村 幸治 三三七
 " 若山 洋 大字若戸七六
 " 嶋田 勇 五三四一一
 監事 橋本 敦郎 大字湯山七三
 " 猪上 直美 大字海士一五九
 " 谷本 英美 大字若戸一九
 昭和六十年八月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第九百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野 嶋 虎 雄 倉吉市沢谷一六七

昭和六十年四月十八日退任

鳥取県告示第九百十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字フロノモト二八〇の四、大字根安字荒津返五〇四の二三、五〇四の二四、五一二、大字中原字加地ノ上一三〇三、一三〇五、八東町大字奥野字井ノ口五、五の一、六、用瀬町大字江波字家ノ脊戸一〇二〇の一、一〇二〇の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字フロノモト二八〇の四・字荒津返五一二（以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、八頭森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字小畑四二六五の一、四二六五の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑四二六五の二（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町生山字大田原ノ上三六六の二、日野町本郷字上エ馬ケ
塔一〇一二、一〇一三、一〇一五、一〇一九から一〇二一まで、津地
字鍛冶畑一八七から一九〇まで、一九二、字下ノ谷一〇四、一一〇

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷四二〇から四二四まで、福部村大字
岩戸字田ノ尻一二五、字川ノ上四九七、五一〇、五一三、五一六、五
一七、五一九、五二〇、五二七、気高郡青谷町大字河原字家ノ空一四
三二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町上石見字カケ五四、五四内第一、五七、五九、六〇の
一、六〇の二、日野町秋縄字シモアキ一六八の二、一六九から一七一
まで、小原字井手ノ上エ六五、七九の二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字上ミ村六一一、字寺山ノ下モ六一二、六一四、六一五の一、六一六、六一七

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字上ミ釜ノ内床無魚切り二一六八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一一八六一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十八号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

同表の鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸赤碓西地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県鳥取	基点一	西伯郡中山町塩津字灘河原一七一	地先の標柱
沿岸逢坂港	基点二	基点一から二八六度二〇分〇〇秒	九九メートルの点
海岸東地区	基点三	基点二から二七〇度〇〇分〇〇秒	八六メートルの点
海岸	基点四	基点三から二五七度〇〇分〇〇秒	九九メートルの点
	基点五	基点四から二四四度〇〇分〇〇秒	三六メートルの点
	基点六	基点五から三二八度三〇分〇〇秒	九三メートルの点
	基点七	基点六から五六度二〇分〇〇秒	一九メートルの点
	基点八	基点七から七七度〇〇分〇〇秒	一六六メートルの点
	基点九	基点八から八六度〇〇分〇〇秒	一〇八メートルの点
	基点十	基点九から一一六度〇〇分〇〇秒	五二メートルの点

基点十一 基点一に同じ

鳥取県鳥取	基点一	西伯郡中山町岡字濱七八	地先の標柱
沿岸逢坂港	基点二	基点一から二五五度〇〇分〇〇秒	一四〇メートルの点
海岸西地区	基点三	基点二から二七四度三〇分〇〇秒	一五五メートルの点
海岸	基点四	基点三から二四四度三〇分〇〇秒	二〇三メートルの点
	基点五	基点四から三四八度〇〇分〇〇秒	八四メートルの点
	基点六	基点五から六三度〇〇分〇〇秒	一八一メートルの点
	基点七	基点六から九二度三〇分〇〇秒	一八四メートルの点
	基点八	基点七から七五度〇〇分〇〇秒	一〇四メートルの点
	基点九	基点一に同じ	

鳥取県告示第九百十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 港湾管理者の長の名称及び氏名

逢坂港港湾管理者の長 鳥取県知事 西尾邑次

二 港湾管理者の長が管理する区域

次の海岸保全区域のうち、逢坂港の港湾区域を除いた部分

海岸名	区域(次の地点を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域)
鳥取県鳥取	基点一 西伯郡中山町塩津字灘河原一七一 地先の標柱
沿岸逢坂港	基点二 基点一から二八六度二〇分〇〇秒 九九メートルの点
海岸東地区	基点三 基点二から二七〇度〇〇分〇〇秒 八六メートルの点
海岸	基点四 基点三から二五七度〇〇分〇〇秒 九九メートルの点
	基点五 基点四から二四四度〇〇分〇〇秒 三六メートルの点
	基点六 基点五から三二八度三〇分〇〇秒 九三メートルの点
	基点七 基点六から五六度二〇分〇〇秒 一九メートルの点
	基点八 基点七から七七度〇〇分〇〇秒 一六六メートルの点
	基点九 基点八から八六度〇〇分〇〇秒 一〇八メートルの点
	基点十 基点九から一一六度〇〇分〇〇秒 五二メートルの点
	基点十一 基点一に同じ
鳥取県鳥取	基点一 西伯郡中山町岡字濱七八 地先の標柱
沿岸逢坂港	基点二 基点一から二五五度〇〇分〇〇秒 一四〇メートルの点
海岸西地区	基点三 基点二から二七四度三〇分〇〇秒 一五五メートルの点
海岸	基点四 基点三から二四四度三〇分〇〇秒 二〇三メートルの点
	基点五 基点四から三四八度〇〇分〇〇秒 八四メートルの点
	基点六 基点五から六三度〇〇分〇〇秒 一八一メートルの点
	基点七 基点六から九二度三〇分〇〇秒 一八四メートルの点
	基点八 基点七から七五度〇〇分〇〇秒 一〇四メートルの点
	基点九 基点一に同じ

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県総合教育研支部	広田 藤衛	中村眞一郎	鳥取市戎町四二〇	昭和六十年八月七日	政党の支部
西村武津美後援会	坂出 主保	西村 武	東伯郡三朝町大字田代五七一	昭和六十年八月十日	その他政治団体
飛久仙十郎後援会	金田 正一	水津 岩男	倉吉市住吉町三四一〇	昭和六十年八月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本共産党鳥取県中部地区委員会 安田眞一郎後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市住吉町三四一〇	倉吉市金森町二九	昭和六十年八月二十日	政党内支部その他政治団体
〃		東伯郡三朝町大字本泉三五七一〇	東伯郡三朝町大字穴鴨五三〇	昭和六十年八月七日	

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の三号を加える。

八 道路において、車両からみだりに身体を出し、又は物件を突き出す

こと。

九 道路において、発煙筒（炎を発するものを含む。）、爆竹その他これらに類するものを交通の危険を生じさせるような方法でみだりに使用する

こと。

十 交通のひんぱんな橋の上において、魚つり、投網等を行うこと。

第十二条第七号を次のように改める。

七 交通のひんぱんな道路に広告、宣伝等のため印刷物を散布し、又は交通のひんぱんな道路において一般交通に著しい影響を及ぼすような方法により、通行する者にこれを交付すること。

第十八条を次のように改める。

（合格発表）

第十八条 免許試験に合格した者の発表は、当該免許試験を行った日に、当該免許試験を行った場所に掲示して行う。

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の16の項中

村長部局	課長
------	----

を

村長部局	課長
保育所	所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和60年9月20日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	昭和60年11月22日（金） 午前10時から正午まで	鳥取市南吉方一丁目71-3
実地試験	昭和60年11月22日（金） 午後1時から	鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
- イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（手丸形とし、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものを。

なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号680 鳥取市東町一丁目220）

(3) 受験願書の提出期間

昭和60年10月26日（土）から同年11月8日（金）まで（郵送の場合は、昭和60年11月8日までの消印のあるものは、有効とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 6,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のもに限る。）

7 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は

鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

昭和60年8月1日から同月4日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和60年9月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

井 上 純 子	坂 本 祐 子	田 中 優 子
遠 藤 ひづる	安 達 晴 美	青 木 真由美
興 治 麗	井 里 香 代	山 口 和加子
加 藤 淳 子	武 田 文	田 中 晶 子
阿 山 かおり		